

平成 24 年度微小粒子状物質(PM2.5)の常時監視測定結果

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局	1 年平均値	1 日平均値の 98 パーセンタイル値	環境基準の評価	備考
鹿児島市役所局	19.6	39.5	非達成	
鴨池局	16.6	37.6	非達成	
谷山支所局	17.0	37.5	非達成	
喜入局	20.5	35.5	-	平成 25 年 3 月設置
鹿屋局	21.1	37.8	-	平成 24 年 12 月設置
薩摩川内局	19.0	38.8	非達成	
霧島局	17.4	38.5	非達成	
羽島局	18.2	35.3	-	平成 24 年 12 月設置

注 1) 評価方法: 1 年平均値と環境基準(年平均値:  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 及び 1 日平均値の 98 パーセンタイル値と環境基準(日平均値:  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ )をそれぞれ比較して評価し、両方を満たした場合が達成となる。

注 2) 喜入局(平成 25 年 3 月設置), 鹿屋局(平成 24 年 12 月設置) 及び 羽島局(平成 24 年 12 月設置) については、評価に必要な測定日数(250 日以上)を満たしていないため、評価対象外である。

注 3) 「日平均値 98 パーセンタイル値」とは、年間の日平均値のうち、低い方から 98%に相当する日平均値です。365 日の場合、「 $365 \text{ 日} \times 98\% = 358 \text{ 日}$ 」となり、低い方から数えて 358 番目(高い方から数えて 8 番目)の測定値が該当します。